

## Information こども家庭課

## 児童扶養手当の現況届のご案内

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

手当の受給資格者（全部支給停止の方も含む）は、年1回、受給資格の審査を受けるため現況届を提出することが義務付けられています。

受給資格者には現況届のご案内を7月下旬にお送りしましたので、必要書類をお確かめのうえ、提出期間内にこども家庭課へ提出してください。

なお、現況届が未提出の場合、令和6年11月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

**■提出期間**  
令和6年8月1日（木）～令和6年8月31日（土）  
※土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分の間にお越しください。

**■提出方法**  
受給資格者本人がこども家庭課窓口にお越しになり提出してください。

**■必要書類**  
7月下旬にお送りしましたご案内または町のホームページをお確かめください。

**問** 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

## Information こども家庭課

## 特別児童扶養手当の所得状況届のご案内

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある児童を監護または養育している人に支給される手当です。手当の受給資格者（全部支給停止の方も含む）は、年1回、受給資格の審査を受けるため所得状況届を提出することが義務付けられています。

受給資格者には所得状況届のご案内を8月上旬にお送りしましたので、必要書類などをお確かめのうえ、提出期間内にこども家庭課へ提出してください。

なお、所得状況届が未提出の場合、令和6年8月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

**■提出期間**  
令和6年8月12日（月）～令和6年9月11日（水）  
※土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分の間にお越しください。

**■提出方法**  
受給資格者本人がこども家庭課窓口にお越しになり提出してください。

**■必要書類**  
8月上旬にお送りしましたご案内または町のホームページをお確かめください。

**問** 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

## Information 健康福祉課・福島県後期高齢者医療広域連合

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

**■令和6年8月1日から被保険者証が新しくなっています**

・令和6年8月1日から令和7年7月31日の期間は、7月下旬に簡易書留にて郵送しております被保険者証（ピンク色）をご使用ください。被保険者証（オレンジ色）は、令和6年7月31日で有効期限が切れているため使用できません。

・期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、細かく裁断して処分するか、広野町健康福祉課窓口まで返却してください。

**問** 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113  
福島県後期高齢者医療広域連合  
☎024-528-9025

## Information 健康福祉課

## 令和6年度 広野町敬老会の開催

広野町敬老会を次のとおり開催いたします。みなさまお誘い合わせのうえご参加ください。  
※敬老会の通知については、70歳（令和6年9月15日時点）以上の方へ送付します。

**■日時** 令和6年9月4日（水）午前10時より

**■会場** 広野町中央体育館

**■その他**

（1）85歳以上高齢者に対する記念品について  
85歳以上の方を対象とした記念品につきましては、

広野町社会福祉協議会において配付いたします。お送りいたしますはがきをご持参のうえ、お受け取りください。  
（2）敬老祝金について

令和6年9月15日時点において、引き続き1年以上広野町に住所を有する70歳以上の方へ敬老祝金を支給いたします。

詳しくは、敬老祝金の対象となる方へお送りする通知書をご確認ください。

**問** 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

## Information 健康福祉課

## 令和5年度 広野町物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）のご案内 ※延長に伴うお知らせ

エネルギー、食費などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対し、給付金を支給します。

**■支給額** 一世帯あたり10万円

**■支給対象世帯**  
次のいずれかに該当する世帯が給付金の対象となります。

ただし（1）と（2）、または広野町物価高騰対応重点支援給付金（非課税世帯分。令和6年3月29日に受付を終了しております）との併給はできません。

- （1）令和5年12月1日時点で広野町に住所を有し、同一の世帯に属する全員が令和5年度市町村民税均等割のみ課されている世帯
- （2）令和5年12月1日時点で広野町に住所を有し、令和5年度分の市町村民税均等割のみ課されている方と令和5年度分の市町村民税均等割が課されていない方のみで構成される世帯

**■手続きについて**

申請書による手続きが必要です。

- I. 同一の世帯全員が令和4年分の税申告をしており、給付金の支給対象世帯であると町で確認できた世帯
- II. Iに該当しないが、給付金の対象となる世帯  
▶令和5年1月2日以降に広野町へ転入された世帯は、本町に課税情報がないため申請書（請求書）の送付は行っておりません。給付金の支給対象世帯に該当する場合は別途「申請書（請求書）」の取り寄せが必要となります。町ホームページからダウンロードするか、広野町健康福祉課までお問い合わせください。

**■受付期間** 令和6年8月30日（金）まで ※延長いたしました。

**■手続き先** 必要書類を健康福祉課窓口まで直接または郵送でご提出ください。

**問** 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

## Information 健康福祉課・こども家庭課

## 令和6年度 広野町物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯分および住民税均等割のみ課税世帯分）のご案内

エネルギー、食費などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯）に対し、給付金を支給します。

**■支給額** 一世帯あたり10万円

**■支給対象世帯**  
次のいずれかに該当する世帯が給付金の対象となります。

- （1）令和6年度住民税非課税世帯  
令和6年6月3日時点で広野町に住所を有し、同一の世帯に属する全員が令和6年度市町村民税を課されていない世帯
- （2）令和6年度住民税均等割のみ課税世帯  
①令和6年6月3日時点で広野町に住所を有し、同一の世帯に属する全員が令和6年度市町村民税均等割のみ課されている世帯  
②令和6年6月3日時点で広野町に住所を有し、令和6年度分の市町村民税均等割のみ課されている方と令和6年度分の市町村民税均等割が課されていない方のみで構成される世帯

※令和5年度に実施した3万円給付・7万円給付（住民税非課税世帯分）および10万円給付（住民税均等割のみ課税世帯分）との併給はできません。

**■手続きについて**

申請書による手続きが必要です。

- I. 同一の世帯全員が令和5年分の税申告をしており、給付金の支給対象世帯であると町で確認できた世帯  
▶対象世帯に対し「申請書（請求書）」を令和6年7月上旬にお送りします。
- II. Iに該当しないが、給付金の対象となる世帯  
▶令和6年1月2日以降に広野町へ転入された世帯は、本町に課税情報がないため申請書（請求書）の送付は行っておりません。給付金の支給対象世帯に該当する場合は別途「申請書（請求書）」の取り寄せが必要となります。町ホームページからダウンロードするか、広野町健康福祉課までお問い合わせください。

**■受付期間** 令和6年10月31日（木）まで

**■手続き先** 必要書類を健康福祉課窓口まで直接または郵送でご提出ください。

**■こども加算について**  
広野町物価高騰対応重点支援給付金の対象世帯の中で、平成18年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童がいる世帯に加算給付として対象児童1人あたり5万円支給します。

**問** 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113  
広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115